

特定商取引に関する法律施行令の改正に係る消費者委員会への諮問について
(金融商品の販売等に関する法律の改正に伴うもの)

令和3年4月
消費者庁

1. 諮問の背景

- オンラインでの金融サービスの提供が可能となる中、多種多様な金融サービスのワンストップ提供に対するニーズに対応するなど、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るため、第201回国会において、「金融サービス仲介業」の創設等を内容とする「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和2年法律第50号。以下「改正法」という。)が成立し、令和2年6月12日に公布された。
- 改正法による改正後の金融商品の販売等に関する法律(平成12年法律第101号。改正法により題名が「金融サービスの提供に関する法律」に改正された。以下「金融サービス提供法」という。)において、金融サービス仲介業に係る規定の整備が行われ、登録制が導入された(金融サービス提供法第12条)。

これは、これまで、金融分野の仲介サービスを行おうとする事業者は、銀行・証券・保険の業態ごとに既存の仲介業(銀行代理業、保険募集、金融商品仲介業等)としての許可・登録を受ける必要があったところ、1つの登録で銀行・証券・保険全ての分野の仲介サービス(預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務等)を行うことができる業種である。

あわせて、これまで電子決済等代行業等(※)を行う場合には銀行法(昭和56年法律第59号)等の規定による登録を受けることが求められていたところ、一定の要件を満たす金融サービス仲介業者については、銀行法等の登録を受けることなく電子決済等代行業等を行うことができる旨の特例が設けられた(金融サービス提供法第18条)。

(※)預金者等の委託を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、銀行等に対して、預金者等による為替取引の指図を伝達すること等を行う業種をいう。

2. 諒問事項(特定商取引法施行令の改正(適用除外の追加))

- 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)においては、他の法律の規定によって訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売(以下「訪問販売等」という。)に係る取引を行う購入者等の利益を保護することができると認められる場合は、訪問販売等の各規制の適用除外としている。

- 適用除外については、以下2点が満たされているかどうかという観点から判断を行っているところである。
 - ① 消費者保護のための規制が整備されていること。
 - ② 当該規制に違反した場合の是正措置（業務停止命令等）が整備されており、消費者保護のために是正措置の発動が見込まれること。
- 金融サービス提供法に規定する金融サービス仲介業（紛争解決等業務も含む。）及び金融サービス仲介業者が行う電子決済等代行業等は、以下の理由により上記の①及び②を満たすものと考えられる。
 - ① 金融サービス仲介業は、既存の仲介業（銀行代理業、保険募集、金融商品仲介業等）と同様に、顧客への情報提供義務¹等の行為規制が規定されることから、消費者利益の保護のための規制が整備されているといえる。また、金融サービス仲介業者が行う電子決済等代行業については、既存の電子決済等代行業と同様に、顧客への情報提供義務²等の行為規制が適用されることとなる。
 - ② 内閣総理大臣は、既存の各業法と同様、金融サービス仲介業及び金融サービス仲介業者が行う電子決済等代行業の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるとき等は、業務改善命令³及び業務停止命令⁴等の行政処分を行うことができることとされていることから、消費者保護のために是正措置の発動が見込まれるといえる。
 - ③ 金融サービス仲介業は、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務等のいずれかを業として行うことをいうが、それぞれの業務に相当する既存の仲介業（銀行代理業、保険募集、金融商品仲介業等）は、消費者利益の保護が適切に図られていることから、既に特定商取引法の適用除外を受けており、銀行代理業は特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号。以下「特定商取引法施行令」という。）別表第2第29号に掲げる役務の提供として、保険募集は同表第39号に掲げる役務の提供として、金

¹ 金融サービス仲介業に係る情報提供義務については金融サービス提供法第25条。紛争解決等業務に係る説明義務については金融サービス提供法第62条。

² 金融サービス提供法第18条の規定により、電子決済等代行業に係る情報提供義務として銀行法第52条の61の8の規定が適用される。

³ 金融サービス仲介業については金融サービス提供法第37条。紛争解決等業務については金融サービス提供法第71条。

⁴ 金融サービス仲介業については金融サービス提供法第38条。紛争解決等業務については金融サービス提供法第73条。

融商品仲介業は特定商取引法第26条第1項第8号イに掲げる役務の提供としてそれぞれ規定されている。

(各業法に規定する紛争解決等業務も対象として規定されている。)

④ 銀行法等に規定する電子決済等代行業等についても、同様に、消費者利益の保護が適切に図られていることから、特定商取引法施行令別表第2第4号、第7号、第8号、第18号、第22号、第29号、第44号、第47号に該当する業務として、特定商取引法の適用除外を受けている。

○ 本改正は、上記のとおり、金融サービス仲介業及び金融サービス仲介業者が行う電子決済等代行業は、特定商取引法の適用除外とするための基準を満たすものといえる上に、既に適用除外に該当している特定商取引法施行令別表第2第29号に掲げられている銀行代理業や電子決済等代行業、同表第39号に掲げられている保険募集、特定商取引法第26条第1項第8号イに掲げられている金融商品仲介業等のそれぞれの消費者利益の保護規制の枠を維持したまま、1つの登録でこれらの仲介業務を行えるようにしたものにすぎない。

したがって、特定商取引法施行令を改正し、特定商取引法の適用除外とするための措置を講じることとしたい。